

小樽商科大学における研究データの保存及び開示に関するガイドライン

令和2年3月作成

1. 目的

本ガイドラインは、小樽商科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程（以下「規程」）を踏まえ、本学における研究データの保存方法、保存期間及び開示方法等についての指針を定め、適正な研究活動を推進することを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインにおいて、研究データとは、研究活動に係る資料(論文、文書類、プログラム及び入出力データ、インタビューデータ、数値等のデータ、画像等。ただし、参考文献や一般に流通している書籍等は除く)、試料（実験試料及び標本等）及び装置等の有体物のこととする。

3. 保存方法

研究者は、第三者の検証可能性を確保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、以下に掲げる保存方法に従って適切に研究データを保存するものとする。なお、論文及び報告書等として研究成果発表に使われなかった研究データ及び使う予定のない研究データにまで保存を義務づけるものではない。

- (1) 研究データは、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存するものとする。
保存に際しては、メタデータの整備や検索可能性・追跡可能性を担保するものとする。
- (2) プログラム及び入出力データはデータの取得日や環境・種類等、インタビューデータはインタビューを行った日時や場所等、検証に十分な情報を適切な形で保存するものとする。
- (3) 電子媒体の研究データは、適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存するものとする。
- (4) 紙媒体の研究データは、可能なものは電子化するなどして保存コストの低減に努めるものとする。
- (5) 学生の研究成果発表に使われた研究データについては、(1)から(4)に準じて指導教員の指導のもと保存するものとする。

4. 保存期間

- (1) 資料の保存期間は、原則として研究成果発表後10年間とする。なお、保管スペースの制約などやむを得ない事情がある場合には、必要に応じて規程第5条に定めるコンプ

ライアンス推進責任者と協議の上、合理的な範囲内で廃棄することができる。

(2) 試料及び装置等の有体物の保存期間は、原則として研究成果発表後5年間とする。

ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料等）については合理的な範囲内で廃棄することができる。

(3) 保存する研究データの中に、法令等により保存期間に定めがある場合には、当該データについてその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定める。ただし、法令等の保存期間が(1)及び(2)に定める期間未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、(1)及び(2)の定めによるものとする。

(4) 共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定める。

5. 研究者の転出・退職時の研究データの取扱い

コンプライアンス推進責任者は、研究者の転出や退職に際して、研究データのうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

6. 開示等

研究者は、発表した研究成果について、第三者からの問い合わせがあった場合には誠実に対応し、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データを開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

7. その他

個人データ等、その扱いに法的規制があるもの（個人情報保護法等）や倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制に従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。